

2025（令和7）年度

特定非営利活動法人 **子どもの森**

臨 時 総 会 議 案 書



日 時：2025（令和7）年8月31日（日）11時00分～

場 所：森の学舎



臨時総会次第

1. 開会のことば
2. 議長選出
3. 議事録署名人任命
4. 資格審査報告
5. 議案
 - I. 定款変更について
6. 議長降壇
7. 閉会のことば



総会	日時	場所
設立総会	平成15年7月12日（土）13:00	子どもの森事務所
第2回通常総会	平成16年4月15日（木）10:30	子どもの森事務所
臨時総会（第3回）	平成16年11月19日（金）19:30	クリエイティブセンター門川
第4回通常総会	平成17年5月8日（日）10:00	門川町商工コミュニティセンター APIO
第5回通常総会	平成18年4月22日（土）18:00	門川町中央公民館
第6回通常総会	平成19年5月20日（日）16:00	ガーデンベルズ延岡エメラルドの間
第7回通常総会	平成20年5月17日（土）10:00	（仮称）森の学舎（旧西門川小学校松瀬分校）
第8回通常総会	平成21年4月25日（土）10:00	森の学舎
第9回通常総会	平成22年4月25日（日）10:00	森の学舎
臨時総会（第10回）	平成22年10月13日（水）19:30	クリエイティブセンター門川
第11回通常総会	平成23年4月24日（日）9:30	森の学舎
第12回通常総会	平成24年4月22日（日）9:30	森の学舎
第13回通常総会	平成25年5月6日（月）9:30	森の学舎
第14回通常総会	平成26年4月27日（日）9:30	森の学舎
第15回通常総会	平成27年4月29日（水/祝）9:30	森の学舎
第16回通常総会	2016年4月29日（金/祝）9:30	森の学舎
第17回通常総会	2017年4月29日（土/祝）9:30	森の学舎
第18回通常総会	2018(平成30)年4月22日（日）9:30	森の学舎
第19回通常総会	2019(平成31)年4月21日（日）9:30	森の学舎
第20回通常総会	2020(令和2)年4月26日（日）9:00	森の学舎
第21回通常総会	2021(令和3)年4月25日（日）9:00	森の学舎
臨時総会（第22回）	2021(令和3)年6月27日（日）13:00	森の学舎
第23回通常総会	2022(令和4)年4月24日（日）9:00	森の学舎
第24回通常総会	2023(令和5)年4月23日（日）9:00	森の学舎
第25回通常総会	2024(令和6)年4月27日（土）9:00	森の学舎
第26回通常総会	2025(令和7)年4月20日（日）9:00	森の学舎

議案 I. 定款変更について

定款変更（案）

2025年7月22日（月曜日）に、今後5年間の認定NPO継続のための現地調査が、宮崎県生活・協働・男女参画課により実施されました。

現地調査によって、定款変更が必要となる下記の指摘改善事項がありました。

- ① 総会の招集通知について、メールによって総会招集している。
- ② 総会に出席できない正会員の書面表決等について、メールで委任や書面表決を行っている。
- ③ 理事会の招集通知について、LINE を使って招集している。
- ④ 理事会に出席できない理事の書面表決等について、その方法が規定されていない。

上記①～③について、メールやLINE 等を活用できるように、下記の通り定款を変更します。

改正前	改正後
第24条 第1項～2項 省略 3 総会を招集するには、正会員に対し、総会の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示した <u>書面</u> をもって、開会の日の7日前までに通知しなければならない。	第24条 1項～2項 省略 3 総会を招集するには、正会員に対し、総会の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示した <u>書面又は電磁的方法</u> をもって、開会の日の7日前までに通知しなければならない。
第33条 第1項～2項 省略 3 理事会を招集するには、理事に対し、理事会の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示した <u>書面</u> をもって、開催の日の5日前までに通知しなければならない。	第33条 第1項～2項 省略 3 理事会を招集するには、理事に対し、理事会の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示した <u>書面又は電磁的方法</u> をもって、開催の日の5日前までに通知しなければならない。
第28条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、 <u>書面</u> をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。 2 前項の代理人は、表決しようとするときは、あらかじめ代理権を証する <u>書面</u> を総会ごとに議長に提出しなければならない。 3 省略	第28条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、 <u>書面又は電磁的方法</u> をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。 2 前項の代理人は、表決しようとするときは、あらかじめ代理権を証する <u>書面(電磁的方法も含む)</u> を総会ごとに議長に提出しなければならない。 3 省略

上記④について、理事の書面表決等方法をメールやLINE 等でも可能となるように、下記の通り定款を変更します。

改正前	改正後
第37条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について表決することができる。 2 省略	第37条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、 <u>書面又は電磁的方法</u> をもって表決することができる。 2 省略

※定款の全文は、子どもの森HP (<https://kodomonomori.info>) 「はじめに」で閲覧することができます。



事務局/森の学舎：宮崎県東臼杵郡門川町大字川内字イカダ場 3412 番地 1

TEL 0982-63-0009 携帯：080-2696-5180

<https://www.kodomonomori.info>

info20@kodomonomori.info

facebook <https://www.facebook.com/npo.kodomonomori>

Instagram <https://www.instagram.com/kodomonomori.2003npo>

協働創出市サイト <http://dp25242621.lolipop.jp/kyoudou>